

精密触覚機能検査研修会に関するQ&A

平成 30 年 4 月 27 日 一般社団法人日本口腔顔面痛学会

Q1 精密触覚機能検査の算定のためには精密触覚機能検査研修会の受講が必要ですか？

算定には精密触覚機能検査に関する研修を受講した歯科医師が当該検査を実施することが必要であり、本学会が実施する精密触覚機能検査研修会はこの研修に該当しています。また、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして各地方厚生局長等に届け出を行う必要があります。

Q2 精密触覚機能検査の算定に必要な記録はどんなものがありますか？

算定に必要な記録には、歯科医師の診断、検査結果（精密触覚機能検査記録用紙：精密触覚機能検査マニュアル巻末）等があります。歯科医師の検査に関するコメント等は診療録に記載してください。

Q3 算定時の診療録の記載に評価チャートの使用は必須ですか？

算定にあたっては、マニュアル巻末の精密触覚機能検査記録用紙を必ずご使用ください。

Q4 病名は「三叉神経ニューロパチー」でよいですか？

はい、三叉神経ニューロパチーが適応症病名となります。部位として、右側、左側、両側のいずれか、ならびに、第2枝、第3枝のいずれかを記載してください。

なお、三叉神経障害や症状に応じて三叉神経麻痺又は三叉神経痛を用いても差し支えありません。

Q5 必ずSemmes Weinstein monofilament set を用いなければならないですか？

留意事項通知にSemmes Weinstein monofilament setを用いて知覚機能を測定した場合に算定することが示されています。また、施設基準として、医療機関内に本セットを備えていることが必要です。セットは、市販の歯科用の10本セット以上の物であれば、20本セットを使用しても算定できます。手用、足用の5本セット、6本セットは用いることができません。マニュアルに記載されている三叉神経領域の評価に適切なものを使用してください。必ず医療機器番号の記載のあるものを使用してください。

Q6 精密触覚機能検査研修会を受講するには、いずれかの学会に入会する必要がありますか？

その必要はありません。歯科医師であれば、どなたでも受講できます。